

保存版



東京都立杉並高等学校PTA規約

東京都立杉並高等学校PTA

〒166-0061 東京都杉並区成田西4丁目15番15号

TEL: 03-3391-6530

令和2年度定期総会(令和2年5月9日)改定

東京都立杉並高等学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は東京都立杉並高等学校PTAと称する。
- 第2条 本会は事務局を東京都杉並区成田西4丁目15番15号東京都立杉並高等学校内に置く。
- 第3条 本会は保護者と教職員とが協力し、憲法と教育基本法に精神に沿い、学校・家庭及び社会における生徒の教育を向上させることによって、生徒の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 教育的環境と教育条件の改善、充実、整備に関する事。
 2. 生徒奨学に関する事。
 3. 会員の教養及び厚生に関する事。
 4. 会員相互の理解と親睦を深める事。
 5. 会と目的を同じくする他の教育諸団体との連絡協議に関する事。
 6. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りである。
1. 正会員 (イ) 本校生徒の保護者
(ロ) 本校教職員
 2. 特別会員 総会の推薦による者

第 4 章 役 員 及 び 顧 問

- 第6条 本会に次の役員と顧問をおく。
1. 会長 1名(保護者)
 2. 副会長3名(保護者2、教職員1)
 3. 書記 5名(保護者3、教職員2)
 4. 会計 2名(保護者2)
 5. 校長は本会の顧問として、常時この会の運営に参加する。

- 第7条 役員は正会員の中から役員選考委員会で選出し、総会で承認を得る。
- 第8条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
 3. 書記は会議録の作成、その他一般庶務を整理する。
 4. 会計は経理会計を司る。
- 第9条 役員の仕事は1ヶ年とし、役員の兼任はできない。但し、再任を妨げない。
- 第10条 役員に欠員の生じたときは、その残任期間中は補欠選出をしなくてもよい。但し、補欠選出による役員は前任者の残任期間を在任する。

第 5 章 会 計 監 査

- 第11条 本会に会計監査2名（保護者2）をおく。
- 第12条 会計監査の選出及び補欠選任については役員の規定を準用する。但し、役員との兼任はできない。
- 第13条 会計監査は会計事務を監査し、総会にその結果を報告する。
- 第14条 会計監査の任期は1ヶ年とし、再任はできない。

第 6 章 役 員 会

- 第15条 役員をもって役員会を構成し、総会、運営委員会に審議案件を提出し、その決定にもとづき、会の運営にあたるとともに緊急事項を処理する。
- 第16条 役員会は会長が必要に応じて招集し、会を主催する。但し、役員の請求があれば、すみやかに会を開かねばならない。

第 7 章 常 置 委 員 会

- 第17条 本会に次の委員会を置く。
- 1 学級委員会
 - ・各学級1名以上の学級委員と各学年1名の教職員をもって構成し、学年毎に委員長1名、副委員長2名を選出する。
 - ・学級相互の連絡をはかるとともに、学校行事の支援を行う。
- また、必要がある場合には教職員と協議のうえ、学級懇談会・各学年委員会の活動を推進する。

2 文化委員会

- ・各学級1名以上、教職員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長2名を選出する。
- ・会員相互の親睦、知識の向上、会員の教養を高めるための行事を行う。

3 広報委員会

- ・各学級1名以上、教職員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長2名を選出する。
- ・各種広報活動を通じ、会員に対して情報伝達に努める。

4 役員選考委員会

- ・各学級1名以上（3学年を除く）、教職員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長2名を選出する。
- ・自薦、推薦、抽選等による役員候補者の中から、互選により役員を決定する。
- ・選考委員は役員候補者とならない。ただし、自薦を除く。

第18条 各委員会は第3条の目的を達成するため、お互いに協力しあい業務の遂行をはかる。

第 8 章 運 営 委 員 会

第19条 運営委員会は役員、各学年の正副委員長を含む学級委員、文化、広報、役員選考の正副委員長、各担当の教職員で構成する。

第20条 運営委員会は毎学期1回以上会長が招集し、常置委員会、役員会等からの活動報告をうけるとともに、必要と認める案件について協議し決定することができる。但し、運営委員の5分の1以上が必要と認めたときには臨時に開くことができる。

第 9 章 特 別 委 員 会

第21条 本会の事業運営に必要な特別委員会を運営委員会の議を経て設置することができる。

第 10 章 総 会

第22条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、会長が招集する。

1. 定期総会 毎年5月
2. 臨時総会 (イ) 会長が必要と認めた場合。
(ロ) 正会員30名以上の請求があった場合。

第23条 定期総会は次の事項を行う。

1. 前年度の事業ならびに決算報告の審議、承認。
 2. 役員及び会計監査の承認。
 3. 新年度事業計画及び予算の審議、決定。
 4. その他重要事項の審議、決定。
- 第24条 総会の日時、場所、議題は5日前までに全会員に通知する。
- 第25条 定期総会の議長は役員をのぞく正会員の中から総会で選出する。会員の請求による臨時総会も同様とする。
- 第26条 総会の議決は出席会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第27条 規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第28条 総会の定足数は会員総数の4分の1とする。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
- 第29条 総会は役員に対し、これを召還（リコール）することができる。

第 1 1 章 会 計

- 第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第31条 本会の経費は会費及びその他の収入を以てこれにあてる。本校生徒の保護者の会費は生徒数で徴収する。但し、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の規定により授業料の減額又は免除を認められた者については、会費を免除することができる。本校教職員の会費は原則として徴収する。
- 第32条 本会の会費は総会で決定する。

第 1 2 章 補 則

- 第33条 本会は会計簿、領収書綴、各種記録簿を備え、会員は必要に応じてそれを閲覧することができる。

P T A 慶 弔 内 規

・慶弔を表す基準を次の通りに定める。

- 1 保護者、生徒の場合
保護者死亡 10,000円 生徒死亡 10,000円
 - 2 上記のほか、特別の場合は役員会において協議決定し、運営委員会にて報告する。
- ・この内規は運営委員会の決議により過半数の同意を得て改正施行することができる。

但し、文書をもって次期総会で報告しなければならない。

付 則

本規約は令和2年（2020年）5月9日定期総会承認
令和2年5月9日より施行する。

PTA 組織図

